

“台風並み”低気圧による漁業被害について ～ 漁業共済加入者についての被害速報 ～

10月5日から9日にかけて超大型の低気圧が三陸や北海道などを襲い、甚大な被害をもたらしました。

この低気圧は、気象庁に記録がないほど強烈なもので、本州の南に延びた秋雨前線上で発生しました。

6日ごろから急速に発達し、本州の太平洋沿岸を北上し、宮城県沖に達した7日夜から翌日未明にかけては、中心気圧が964ヘクトパスカルと“台風並み”であったということです。この低気圧により宮城県のさんま棒受網漁船が転覆、また海や山の事故が相次いだことは、テレビ等でご覧になっているとおりです。

漁業被害は、北海道から青森、岩手、宮城等の太平洋側で、さけ定置、ほたて貝養殖業、かき養殖業という最盛期を迎えている漁業等に被害を中心として大きな相次ぎました。農水省の調査による水産業被害報告では252億円(18年10月25日時点)と公表されています。今回の被害による共済金の見込額は、共済組合を通じて現在も調査中ですが、約13億円の支払が見込まれています。

特に、定置網漁具や養殖施設の被害が数多く、漁獲共済や特定養殖共済の加入のみならず、漁業施設共済や休漁補償共済への加入も改めて重要であると考えさせられます。

被災された漁業者の皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、漁業被害が発生した場合の備えとして「ぎよさい」の加入促進につき、関係者の皆様のご理解・ご協力をよろしく願います。

なお、「ぎよさい」加入者の被害に対しましては、早期支払に努力いたします。

(平成18年11月15日 運動情報版より)